

令和7年度監査基本計画

1. 基本的考え方

- (1) 監査については、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）、日本証券業協会（以下「日証協」という。）等と緊密に連携し、モニタリングの結果や、外部からの情報を活用し、効果的・効率的で実効性のある監査を実施する。
- (2) 監査の実施に当たっては、正会員の規模、業種・業務実態、他の自主規制機関への加入状況等を踏まえて、監査対象先を選定、重点点検事項等を定めるとともに、正会員の業務に配慮し、正会員の負担軽減を図っていく。

2. 監査対象先及び重点点検事項

- (1) 監査対象先
 - ① 正会員が抱えている顧客勧誘、投資対象事業、顧客資産の分別管理、財務の問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで監査対象先を選定し、実地監査又は書類監査を実施する。
 - ② 監査対象先の選定及び実施方法の選択にあたっては、主に一般投資家向けに販売・勧誘を行う正会員を優先することとする。

(2) 重点点検事項

① 顧客勧誘の状況

契約締結前交付書面、広告・勧誘資料、ウェブサイト等による取得勧誘において、重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示や虚偽の内容等がないか確認を行う。特に貸付型ファンドにあつては、貸付先に係る情報提供の対応状況について確認を行う。

② 投資対象事業・顧客資産の分別管理の状況

投資対象事業、発行後のモニタリング、顧客への情報提供の状況や、顧客からの出資金が分別して適正に運用・管理されているか確認を行う。特に貸付型ファンドにあつては、貸付対象事業・貸付先の審査が行われているかなどについて確認を行う。

③ マネロン・テロ資金供与対策への取組み状況

④ 反社会的勢力等の排除に向けた内部管理態勢の整備状況

⑤ 財務の状況

(3) 正会員に特別の事態が発生した場合には、上記(1)にかかわらず、必要に応じて実地監査（特別監査）を実施する。

3. 監査の実施方法

実地監査（立入り又はヒアリングの方法による監査）及び書類監査（書類に基づき行う監査）の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 実地監査

① 監査対象部店

監査の対象部店は、原則として本店とする。ただし、支店又は営業所等については、必要に応じ本店と併せて行う。

② 臨店監査期間

臨店監査期間は、監査対象先の規模、業種・業務実態及びリスク等を考慮して決定することとし、原則として1監査対象先につき5営業日以内（監査員3名程度）とする。

③ 監査実施通知

監査の実施に当たっては、あらかじめ、監査対象先の会員代表者に対して、原則として監査着手日の概ね15営業日前に、臨店監査期間、監査対象部店、監査対象期間、監査項目、監査員の氏名その他必要な事項を通知する。

(2) 書類監査

① 監査対象先の選定

正会員の規模、業種・業務実態及びリスク等から見て、必要と判断される正会員について書類監査を行う。

② 監査実施通知等

監査の実施に当たっては、あらかじめ、監査対象先の会員代表者に対して、書類の提出期限の概ね15営業日前に、監査対象部店、監査対象期間、監査項目、書類の提出期限その他必要な事項を通知する。

③ 書類の提出等

監査対象先から提出された書類の内容が不十分であると認められる場合等には、必要に応じて、再提出の依頼や訪問を行う。また、書類監査を実施した結果、必要があると認められる場合には、実地監査を行う。

4. 監査モニター

監査の実態を把握し、適切な監査の実施を確保するため、正会員から、監査の方法、臨店監査期間及び監査手法について、次のオンサイト監査モニター及びオフサイト監査モニターにより意見を受け付ける。監査対象先からの意見は、監査の適切な運営に資するよう処理する。

(1) オンサイト監査モニター

監査担当責任者（自主規制業務を担当する常務理事をいう。以下同じ。）は、監査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、監査担当責任者若しくは指定した者が、原則として臨店監査期間中に監査対象先を訪問し、会員代表者又は第二種業内部管理統括責任者から意見を受け付ける。

(2) オフサイト監査モニター

- ① 監査対象先の会員代表者は、意見を記載した書面を監査担当責任者宛てに提出する。
- ② 意見の提出期間は、臨店監査開始日から監査終了日（監査結果通知書交付日）の1か月後までとする。

(3) 処理

監査対象先からの意見は、監査の適切な運営に資するよう処理するものとし、監査担当責任者は、必要に応じ、主任監査員に指示するなどの措置をとる。

5. 監査の講評

監査結果の通知に先だち、監査対象先の会員代表者又は第二種業内部管理統括責任者に対して、監査で把握した法令・諸規則違反及び改善が必要な事項について、問題点の所在を講評する。

6. 意見申出

講評等において意見相違事項が確認された場合には、監査の手続の透明性と公正性の確保を図るため、次により、正会員から意見の申出を受け付ける。ただし、監査対象先に対する指摘事項（監査結果において問題点として指摘する事項をいう。）がない場合であって、当該監査対象先より意見の申出に係る手続が不要である旨の申出があったときは、当該手続を省略することができる。

- (1) 監査対象先の会員代表者は、確認された意見相違事項について、事実関係及び意見を記載した書面を、本協会会長宛てに提出する。
- (2) 意見申出の期間は、講評の日から3日間（講評日の翌日から起算し、本協会の休日を除く。）とし、さらに2日間を限度として延長ができる。
- (3) 意見申出事項は総務部において審理を行い、審理結果は監査結果通知書に反映させる。

7. 監査結果の通知及び改善策の策定、フォローアップ

- (1) 監査結果については、原則として、監査対象先の会員代表者に対し、書面により通知する。
- (2) 法令・諸規則違反等が認められた場合には、実効性のある改善策の策定、実施を求めるとともに、改善状況をフォローアップする。

8. 監査結果の概要の周知

正会員の法令等に違反する行為の未然防止及び社内管理体制・態勢の整備に係る自主的な取組みを促すため、事業年度終了後、監査結果の概要について取りまとめ、正会員への通知、研修等において周知を図る。

9. 行政当局及び他の自主規制機関との連携

(1) 行政当局との連携

- ① 金融庁、財務局及び監視委員会との間で、定期的に意見交換会等を実施し、正会員の業務・財産の状況、及び検査・監査、自主規制業務に関する情報の交換、共有を図る。
- ② 監視委員会が主催する研修への参加等により監査、自主規制業務の質的向上を図る。

(2) 日証協その他の自主規制機関との連携

- ① 日証協、投資信託協会及び日本投資顧問業協会との間で、各協会と本協会に所属する会員について、正会員の業務・財産の状況、及び監査・調査、自主規制業務に関する情報の交換、共有を図る。
- ② 日証協との間で、両協会に所属する会員について、共同監査を実施する。